

令和2年7月農業委員会議事録

開催日時：令和2年7月10日（金） 午前9時30分

開催場所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、岡牧生、林田篤、本田博士、山内秀一、森下文夫、
森田義美、吉田二郎、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、松永雄治、
佐藤美代子、福永哲夫、齊藤進

事務局出席者：藤本賢二 河原まり 永山栞

1. 開 会：藤本事務局長

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、福永哲夫委員、齊藤進委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第6号 農地法第3条の届出について
- (2) 報告第7号 農地法第5条の届出について
- (3) 議案第11号 農地法第5条の許可申請について
- (4) 議案第12号 農用地利用集積計画承認申請について
- (5) その他

5. 閉 会

○報告第6号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) それでは、議事に入らせていただきます。報告第6号農地法第3条の規定による届出が2件あっております。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の1ページからになります。報告第6号農地法第3条の規定による届出について、申請順に説明をいたします。まず、申請番号1番。所在が上島。地目は田の4筆。合計面積で5,810㎡になります。所有者、届出人については記載のとおりです。申請事由につきましては、相続による所有権の移転となっております。あっせん希望は、有りとなっております。続きまして、申請番号2番になります。所在が井寺。地目は畑の1筆で面積は66㎡となっております。所有者、届出人については記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。事務局からは以上になります。

(議長) ただいま事務局から説明がありました2件は、相続による所有権の移転になります。報告で終わらせていただきます。

○報告第7号 農地法第5条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第7号農地法第5条の規定による届出が1件あります。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。2ページを開けていただきまして、報告第7号農地法第5条の規定による届出1件についてご説明いたします。申請番号1番になります。所在が上島。農振地域外の畑で。現況が宅地になっております。面積が87㎡です。譲渡人、譲受人については記載のとおりとなっております。申請事由については、個人住宅の無償による所有権の移転です。次の3ページに位置図を載せております。4ページには法務局の字図を添付しておりますのでご確認をお願いします。事務局からは以上です。

(議長) ただいま事務局から説明がありました1件は、住宅用地の無償による所有権の移転でございますので、報告で終わらせていただきます。

○議案第11号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第11号農地法第5条の規定による許可申請が2件あっております。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) 5ページになります。農地法第5条の規定による許可申請2件について、申請番号の順に説明をいたします。申請番号の1番になります。売買による所有権の移転でございます。所在については北甘木。地目は農振地域外の畑2筆。合計の面積が233㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりでございます。

(事務局長) 申請事由は貸駐車場となっております。6ページに申請位置図、7ページに法務局の字図を添付しております。8ページを開けていただいて、土地利用計画平面図が提出されております。雨水については、基本的には自然浸透になっております。オーバーフロー分については、南側の道路側溝に放流する計画となっております。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります〇〇委員から報告をお願いいたします。

(〇〇委員) 6月29日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。申請地は、北甘木集落内にある10ha未満の未整備農地であるため、農地区分は第2種農地になると思われれます。隣接地に農地がありますが、申請地はすでに駐車場として利用されており、隣接農地も耕作はされていないため、周辺の農地などに係る営農上の支障は問題ないと思われれます。貸駐車場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは、事務局から検討事項についてご説明をいたします。今回、農地区分につきましては、説明があったとおり、集落内にある10ha未満の未整備農地で第2種農地と判断をしております。土地利用計画の内容については、今回、売買購入して土木工事会社の貸駐車場をする計画となっております。先ほど地元委員からも説明があったとおり、すでに貸駐車場として利用がされておりますので、今回、9ページ10ページになりますが、筆ごとに始末書の提出をいただいております。また、許可後は遅れることなく、この土地利用計画のとおり開発がされるということ。必要な資力を確保されていること。転用行為の妨げとなるものは存在しないこと。を確認しております。以上のことから、総合的に判断した結果、本許可申請は許可相当と判断をしております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、地元委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見やご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) なければ、承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。引き続き議案第11号の2件目について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。5ページに戻っていただきまして、申請番号2番になります。売買による所有権の移転となっております。所在は井寺地区。地目は農振農用地内の畑1筆。面積は1,305㎡。

(事務局長) 譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は太陽光発電設備の設置となっております。11ページに申請位置図。12ページに字図を添付しております。続いて13ページ配置図及び排水計画図になります。太陽光のみの設置となっておりますので、生活排水はございません。雨水のみとなります。雨水は基本的に自然浸透でオーバーフロー分は西側里道に辿って、道路側溝に流れていくような計画です。事務局からは以上となります。

(議長) はい。続きまして、地元委員の〇〇委員から報告をお願いいたします。

(〇〇委員) はい。6月29日に事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告いたします。申請地は井寺集落内にある10ha未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。周辺に農地がありますが、申請地も含み周辺一帯、耕作放棄地となっており、周辺農地等に係る営農上の支障は生じないと思われます。太陽光発電設備設置ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。検討事項についてご説明いたします。地元委員から説明がありましたとおり、農地区分につきましては、集落内にある10ha未満の未整備農地で第2種農地と判断できます。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置する計画です。申請地周辺については、耕作放棄地となっております。転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。遅滞なく申請地を申請にかかる用途に供する見込みが確実であること。転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと等を確認しております。以上のことから、総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上です。

(議長) ただいま、地元委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 他になければ、承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第12号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画承認申請が6件ございます。事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は14ページになります。申請番号順にご説明をいたします。

申請番号1番。所在が下六嘉。地目は田7筆で合計の面積が8,061㎡となっております。貸付人、借受人については記載のとおりです。利用目的は田の新規契約で1反当り15,000円で年間の120,915円となっております。期間は令和2年8月1日から令和11年7月31日です。続きまして、申請番号2番。所在は下六嘉。地目が農振農用地内の田の3筆。次ページになります合計面積は6,078㎡。貸付人、借受人については記載のとおりです。利用目的は田の新規契約で借賃は年間で16,000円となっております。期間は令和2年8月1日から令和3年7月31日となっております。続いて、申請番号3番。所在は下六嘉。地目が田の2筆で合計の面積が5,947㎡のうち2,690㎡。貸付人、借受人は記載のとおりです。利用目的については、田の新規契約となっております。使用貸借権の無償の契約で期間は令和2年8月1日から令和12年7月31日となっております。続きまして、申請番号4番。所在は上六嘉。地目は農振地域外の畑1筆です。面積は628㎡。貸付人、借受人については記載のとおりとなっております。利用目的は田の新規の契約となっております。使用貸借権による無償による契約となっております。期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日となっております。続きまして、17ページになります。申請番号5番。所有権の移転です。所在が下六嘉。地目は農振農用地内の田1筆。面積は3,010㎡となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。利用目的は、田の公社あっせんによる売買で、価格は1反当り1,230,000円で合計の3,702,300円。移転時期は令和2年7月15日となっております。最後になります。申請番号6番。所在が上島。地目は農振農用地内の田の2筆。合計面積が3,323㎡。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。利用目的については田の公社あっせんによる売買となっております。1反当り1,760,457円で合計の5,850,000円。移転時期は令和2年7月15日となっております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、事務局より説明がございましたが、何かご意見やご質問等はありませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何もなければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。本日提案されました案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。

(議長) 続きまして、その他となっております。事務局から何か。

(事務局長) 事務局からお知らせとお願いとご相談がありますので、順にご説明したいと思います。皆さんのお手元にお配りの、公務災害の助成についてのチラシをご覧ください、例年加入をされていると思います。昨年が9月末までの期間で、A型の一口1,000円の保険に加入をされております。10月以降の保険について、加入の有無を協議いただければと思いますが、どうですか。会長どうでしょうか。

(議長) 皆さん。例年のとおりでいかがでしょうか。

(事務局長) 郡内を見るとA型が、県内でもA型が多くございます。

(議長) A型でどうでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(事務局長) ではA型に加入で事務局で段取りをしていきます。次にチラシの2ページを開けていただいて、どういった事に保険が対応するのか簡単に説明をいたします。②番に公務についてとありますが、公務中のケガに対応します。公務とは何かについては記載のとおりで。上から順に農業委員会の会長の招集を受けて出席する総会や部会。また従事する業務。国、県、市町村の補助事業で委嘱を受けて従事する業務などで、その他は記載のとおりです。活動中に事故やケガ等があった場合には、まず事務局の方にご連絡ということで頭に置いていただければと思います。

(事務局長) 次に農地最適化の大会に例年参加をされているかと思いますが。今年は8月27日もしくは8月28日どちらかの参加で協議をいただければと思います。

(議長) どうでしょうか。

(事務局長) 27日の開催はウイング松橋です。28日が県立劇場です。

(議長) 時間は全部一緒ですか。

(事務局) はい。お昼1時半から4時の予定です。

(議長) 27日、28日どちらがいいですか。

(事務局) ウイング松橋が400人。県劇が900人です。

(議長) 松橋の方が近いし、人も少ないので。松橋でいいですか。

(委員) はい。(委員一同)

(事務局長) わかりました。27日の開催はウイング松橋で申込みをいたします。次に例年開催の農業委員会の視察研修ですが、時期や研修地とか候補があればご意見をお願いします。

(議長) 去年は11月。皆様から何か希望があれば。どこを研修したいとか。

(事務局長) 今までは宿泊でされていたかと思いますが、今回、コロナの影響で段取りが難しい状況ですが、そこも含めてご意見いただければと思います。

(議長) 去年は天草。その前は八女でしたが、事務局に一任して、研修先を探していただく方向でどうでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(事務局長) では事務局で検討して、来月の委員会で候補地を提案いたします。次に役場農政課に「農耕車の泥が公道に落ちている」というお問い合わせが数件あり、町のホームページや広報にて啓発記事を掲載していきます。委員の皆様にも事故防止の観点から啓発等ご協力をいただければと思います。事務局から最後になります。農業委員の皆様にもご協力いただいております、地域農業再生協議会の総会について、このコロナの状況です。今回、書面での総会で準備を進めております。ご理解をお願いいたします。

(△△委員) 転作確認はいつ頃ですか。

(事務局長) 転作確認は8月に入ってからです。再生協の書面総会議決後、皆様に周知いたします。

(議長) 他にございませんか。何もないようでしたら、次回の農業委員会は8月の11日火曜日9時半からです。本日の農業委員会総会はこれもちまして閉会いたします。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和2年7月10日

会長 下 田 司

委員 福 永 哲 夫

委員 齊 藤 進